

1. 組合會議員選舉執行規程

三 菱 製 紙 健 康 保 險 組 合

組合会議員選挙執行規程 目次

	ページ
第1条 (趣 旨)	4
第2条 (総 選 挙)	4
第3条 (その他の選挙)	4
第4条 (選挙人名簿の調製)	4
第5条 (選挙人名簿の様式)	4
第6条 (選挙人名簿の送付)	5
第7条 (立候補の届出等)	5
第8条 (立候補届出の特例)	5
第9条 (立候補の届出書等)	5
第10条 (立候補の公告等)	5
第11条 (選挙事務関係者の立候補制限)	6
第12条 (投票立会人)	6
第13条 (投票所等)	6
第14条 (投 票 区)	6
第15条 (投票所等の公告の失効)	6
第16条 (投票所の場所の変更)	7
第17条 (入 場 券)	7
第18条 (選挙当日選挙権のない者の投票)	7
第19条 (投票所においての投票)	7
第20条 (郵便による投票)	7
第21条 (投票記載の場所の設備)	7
第22条 (投票箱の構造)	7
第23条 (投票箱に何も入っていないことの確認)	8
第24条 (投票用紙の交付及び様式)	8
第25条 (選挙人の確認及び宣言)	8
第26条 (投票用紙の引換)	8
第27条 (投票用紙の記載事項及び投函)	8
第28条 (退出せしめられた者の投票)	8
第29条 (投票用紙の返付)	8
第30条 (投票箱の閉鎖)	9
第31条 (投票箱等の送致)	9
第32条 (投票箱の持出しの禁止)	9
第33条 (投票所に出入りし得る者)	9

第34条	(投票所における秩序保持)	9
第35条	(投票録の様式)	9
第36条	(開票日)	10
第37条	(開票事務と選挙会事務との合同)	10
第38条	(選挙立会人)	10
第39条	(開票及び選挙会の開催場所及び日時)	10
第40条	(開票)	10
第41条	(投票の点検)	10
第42条	(開票の場合の投票の効力の決定)	10
第43条	(無効投票)	11
第44条	(同一氏名等の候補者に対する投票の効力)	11
第45条	(得票数の計算)	11
第46条	(得票数の朗読)	11
第47条	(選挙会の参観)	11
第48条	(選挙会場の取締り)	11
第49条	(選挙録その他の関係書類の保存)	12
第50条	(選挙録の様式)	12
第51条	(同点者の当選人)	12
第52条	(繰上当選)	12
第53条	(無投票当选)	12
第54条	(当選人の報告、告知及び公告)	12
第55条	(当選人がない場合の報告及び公告)	13
第56条	(再選挙)	13
第57条	(繰上補充)	13
第58条	(補欠選挙及び増員選挙)	13
第59条	(当选無効)	13
第60条	(選挙事務従事者の報酬補償)	13
附 則		14

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 三菱製紙健康保険組合（以下「組合」という。）の組合会の互選議員（以下「議員」という。）の選挙に関しては、健康保険法、同法施行令及び規約に規定するものの他、この規程の定めるところによる。

第2章 選 挙 期 日

(総 選 挙)

第2条 議員の任期満了による総選挙は、議員の任期が終わる日の翌日に行う。ただし特別の事情がある場合には、議員の任期の終わる日の後10日以内に行うことができる。

2 理事会は、総選挙の期日を定め、理事長は少なくとも14日前にこれを公告しなければならない。

(その他の選挙)

第3条 前条第2項の規定は、再選挙、補欠選挙及び増員選挙の場合においても同様とする。

第4章 選 挙 人 名 簿

(選挙人名簿の調製)

第4条 理事長は、選挙区ごとに選挙人名簿を、選挙期日前10日現在において、被保険者の名簿により調製しなければならない。ただし、選挙に支障のない限り、被保険者の名簿をもってこれに替えることができる。

2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、被保険者等記号・番号及び性別を記載しなければならない。

3 選挙人名簿は、第14条の規定により投票区を定めた場合には、その投票区ごとに調整しなければならない。

4 第1項の選挙人名簿を調製した日から選挙期日の前日までに、選挙人に異動を生じたときは、理事長は直ちに選挙人名簿を修正しなければならない。

(選挙人名簿の様式)

第5条 選挙人名簿は、別記第1号様式により調整しなければならない。

(選挙人名簿の送付)

第6条 理事長は、投票の期日の前日までに、選挙区又は投票区の区域にかかる選挙人名簿を当該選挙区の選挙長又はその投票区の投票管理者に送付しなければならない。

第4章 候補者

(立候補の届出等)

第7条 議員の候補者となろうとする者は、選挙期日の公告があった日から、選挙の期日前5日までに、文書でその旨を選挙長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出をする場合においては、被保険者である組合員20名以上の推薦者があることを要する。
- 3 前項の推薦は、同一被保険者が2人以上の立候補者に対しては行うことができない。
- 4 選挙長は、第1項の届出を受理しようとする場合においては、その者の被選挙権の有無を確認し、その旨を理事長に報告しなければならない。

(立候補届出の特例)

第8条 前条第1項の期間内に届出のあった議員候補者が、その選挙における議員の定数をこえる場合において、その期間を経過した後議員候補者が死亡し、又は議員候補者であることを辞したときは、同条の例により選挙の期日前2日までに候補者の届出をすることができる。

- 2 議員候補者は、選挙の期日の前日までに選挙長に届出をしなければ、その候補者たることを辞することができない。

(立候補の届出書等)

第9条 前2条の立候補の届出は、立候補届出書に議員候補者推薦届を添えて行わなければならない。

- 2 前条第2項の立候補辞退の届出は、立候補辞退届出書により行わなければならない。
- 3 前2項の届出を受理したときは、選挙長は、これを理事長に通知し、届出書の余白に受理の年月日を記載しなければならない。

(立候補の公告等)

第10条 前条の通知を受けたとき又は議員候補者の死亡を知ったときは、直ちにその旨公告しなければならない。

(選挙事務関係者の立候補制限)

第11条 議員候補者を次の各号に選任してはならない。

- (1) 選挙長
- (2) 選挙立会人
- (3) 投票管理者
- (4) 投票立会人

2 総選挙以外の選挙において、現に議員である者及び選定議員である者は、その選挙に立候補することはできない。

第5章 投 票

(投票立会人)

第12条 選挙長又は投票管理者は、各投票所ごとに選挙人（議員候補者を除く。）の中から本人の承諾を得て、1人以上の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに本人に通知しなければならない。

2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になっても1人に達しないとき、又その後1人に達しなくなったときは、選挙長又は投票管理者は、その選挙区又はその投票区における選挙人名簿に登録された者の中から1人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。

(投票所等)

第13条 投票所は、理事会の指定した場所に設ける。

2 投票所は、午前10時に開き、午後3時に閉じる。

3 理事長は、選挙の期日から少なくとも7日前に、投票所の場所、及び開閉時間並びに選挙すべき議員の数を公告しなければならない。

(投票区)

第14条 理事会は、規約第10条第1項後段の規定により、2以上の投票所を設ける場合においては、その投票所において投票すべき選挙人の範囲（以下「投票区」という。）を定めなければならない。

2 前項の規定により投票区を定めたときは、理事長は、前条第3項の公告とあわせて当該投票区を公告しなければならない。

(投票所等の公告の失効)

第15条 天災地変その他やむを得ない事由により選挙を行うことができない場合におい

ては、前2条の公告はその効力を失う。

(投票所の場所の変更)

第16条 天災地変その他やむを得ない事由により、第13条第3項の規定によって公告した投票所の場所を変更したときは、選挙の当日を除くほか、理事長は直ちにその旨を公告してその選挙を行わせることができる。

(入場券)

第17条 選挙長は、選挙の際必要があると認める場合においては、あらかじめ選挙人に入場券を交付することができる。

(選挙当日選挙権のない者の投票)

第18条 選挙の当日、被保険者の資格を有しない者は、投票することができない。

(投票所においての投票)

第19条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿の対照を経て、投票をしなければならない。

(郵便による投票)

第20条 投票所から遠隔の地又は交通不便の地に勤務する選挙人、又やむを得ない事由により選挙の当日自ら投票所に行き投票することができない選挙人は、前条の規定にかかわらず郵便で投票することができる。この場合においては、理事会は、その選挙人の範囲を定め、理事長はこれを期限とともに公告しなければならない。

2 前項の投票をする選挙人は、あらかじめ選挙長から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、投票用紙に自ら議員候補者1名の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封印し、更にこれを他の封筒に入れ封印し、その裏面に署名し、かつ投票用紙在中の旨を明記して開票する時刻までに到達するよう選挙長に送付しなければならない。

3 郵便による投票に用いる投票用封筒は別記第5号様式により調整しなければならない。

(投票記載の場所の設備)

第21条 理事長は、投票所において選挙人が投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられることのないようにするために、相当の設備をしなければならない。

(投票箱の構造)

第 2 2 条 投票箱は、できるだけ堅固な構造とし、かつ、その上部のふたに各異なった 2 以上の錠を設けなければならない。

(投票箱に何も入っていないことの確認)

第 2 3 条 選挙長又は投票管理者は、選挙人が投票する前に、投票所にいる選挙人の前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票用紙の交付及び様式)

第 2 4 条 選挙長又は投票管理者は、選挙の当日、投票立会人の面前において、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを選挙人名簿と対照して確認した後に、これに投票用紙を交付しなければならない。

2 投票用紙は別記第 5 号様式により調整しなければならない。

(選挙人の確認及び宣言)

第 2 5 条 選挙長又は投票管理者は、選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を投票立会人の面前において宣言させなければならない。

2 前項の規定による宣言は、投票所の事務に従事する者にこれを筆記させ、選挙人に読み聞かせた上、選挙人にこれを署名させなければならない。

(投票用紙の引換)

第 2 6 条 選挙人は、誤って投票用紙を汚損した場合においては、選挙長又は投票管理者に対して、その引換を請求することができる。

(投票用紙の記載事項及び投函)

第 2 7 条 選挙人は、投票所において、投票用紙に自ら議員候補者 1 名の氏名を記載して、選挙長又は投票管理者及び投票立会人の面前において、自らこれを投票箱に入れなければならない。

(退出せしめられた者の投票)

第 2 8 条 第 3 4 条の規定により投票所外に退出せしめられた者は、最後になって投票することができる。ただし、選挙長又は投票管理者は、投票所の秩序をみだすおそれがないと認める場合においては、投票をさせることができる。

(投票用紙の返付)

第29条 投票をする前に自ら投票所外に退出し、又は第34条の規定によって退出を命ぜられた選挙人は、投票用紙を選挙長又は投票管理者に返さなければならない。

(投票箱の閉鎖)

第30条 投票所を閉じるべき時刻になったときは、選挙長又は投票管理者は、その旨を告げて投票所の入口を閉ざし、投票所にある選挙人の投票が終了するのを待って、投票箱を閉鎖しなければならない。

2 選挙長は、第20条に規定する郵便による投票を受けたときは、前項の投票箱の閉鎖に先だって、投票立会人の面前においてその封筒を開き、直ちに当該投票に係る投票用紙を投票箱に入れなければならない。

3 何人も、投票箱の閉鎖後は投票することができない。

4 第1項の規定によって投票箱を閉鎖すべき場合においては、選挙長又は投票管理者は、投票箱のふたを閉じ、錠をかけたうえ、錠のうちその1の錠は選挙長又は投票管理者が保管し、他の錠は投票立会人が保管しなければならない。

(投票箱等の送致)

第31条 投票管理者は、投票立会人とともに、投票の当日、その投票箱、投票録及び選挙人名簿を選挙長に送致しなければならない。

(投票箱の持出しの禁止)

第32条 投票箱は、ふたを閉じた後は、選挙長に送致する場合のほか、投票所の外に持ち出してはならない。

(投票所に出入りし得る者)

第33条 選挙人、投票所の事務に従事する者又は投票所を監視する職権を有する者でなければ、投票所に入ることができない。

(投票所における秩序保持)

第34条 投票所において演説討論をし、若しくはけん騒にわたり又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは、選挙長又は投票管理者は、これを制止することができる。この場合においてその制止を受けた者が従わないときは投票所外に退出させることができる。

(投票録の様式)

第35条 投票録は、別記第6号様式により調整しなければならない。

第6章 開票及び選挙会

(開票日)

第36条 開票は、投票の当日（複数投票所があるときは、すべての投票箱の送致を受けた日）に行う。

(開票事務と選挙会事務との合同)

第37条 選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に合わせて行うものとする。

(選挙立会人)

第38条 選挙長は、選挙人（議員候補者を除く）の中から本人の承諾を得て、1人以上の選挙立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人で参会する者が選挙会場を開くべき時刻になっても、1人に達しないとき、又はその後1人に達しなくなったときは、選挙長は、その選挙区における選挙人名簿に登録された者の中から1人に達するまでの選挙立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、選挙に立ち合わせなければならない。

(開票及び選挙会の開催場所及び日時)

第39条 開票及び選挙会は、理事会の指定した場所で開く。

2 理事長は、あらかじめ開票及び選挙会の場所及び日時を、それぞれ公告しなければならない。

(開票)

第40条 選挙長は、投票立会人とともに、投票箱を開き、各投票所の投票を混同して投票を点検しなければならない。

(投票の点検)

第41条 選挙長は、前条の規定による投票を点検する場合においては、選挙立会人とともに投票の総数を計算して、投票した選挙人の総数と比較しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第42条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。その決定に当たっては、第43条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第43条 次の投票は、無効とする。ただし、第2号については、選挙が議員の任期の満了前に行われる場合においては、有効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 現に組合会の議員の職にある者の氏名を記載したもの。
- (3) 議員候補者でない者の氏名を記載したもの。
- (4) 1投票中に2人以上の氏名を記載したもの。
- (5) 被選挙権のない議員候補者の氏名を記載したもの。
- (6) 議員候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職場における地位、居住又は敬称の類を記入したものはこの限りでない。
- (7) 郵便による投票の場合には、その投票をすることのできる時刻に遅れて到着したもの。
- (8) 議員候補者の氏名を自書しないもの。
- (9) 議員候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。

(同一氏名等の候補者に対する投票の効力)

第44条 同一の氏名、氏又は名の議員候補者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前条第9号の規定にかかわらず、有効とする。

2 前項の有効投票は、当該候補者のその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものとする。

(得票数の計算)

第45条 選挙長は、投票の点検の結果により、選挙立会人とともに同一の議員候補者の得票数を計算しなければならない。

(得票数の朗読)

第46条 選挙長は、前条の計算が終わったときは、各議員候補者の得票数を朗読しなければならない。

(選挙会の参観)

第47条 選挙人は、選挙会の参観を求めることができる。ただし、開票開始前はこの限りではない。

(選挙会場の取締り)

第48条 第33条及び第34条の規定は、選挙会場の取締まりについて、準用する。

(選挙録その他の関係書類の保存)

第49条 選挙長は、選挙事務が終わったときは、投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、投票立会人とともに封印をし、投票録及び選挙録並びに選挙人に関する書類と合わせて、理事長に送致しなければならない。

2 前項の選挙録その他の関係書類は、事務所において当該選挙にかかる議員の任期間保存しなければならない。

(選挙録の様式)

第50条 選挙録は、別記第7号様式により調整しなければならない。

第7章 当 選 人

(同点者の当選人)

第51条 規約第11条の規定により当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙会において選挙長がくじで定める。

(繰上当選)

第52条 当選人が当選を辞したとき、選挙の期日後において被選挙権がなくなったとき又は死亡者であったときは、直ちに選挙会を開き、規約第11条第1項ただし書きの得票者で当選人とならなかった者の中から当選人を定めなければならない。

(無投票当選)

第53条 規約第10条第5項のただし書きの規定により投票を行わないことになったときは、選挙長は直ちにその旨を、理事長に通知しなければならない。

2 理事長は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

3 第1項の場合において、選挙長は、選挙の期日から3日以内に選挙会を開いて議員候補者を当選人と定めなければならない。

(当選人の報告、告知及び公告)

第54条 当選人が決まったときは、選挙長は、直ちに当選人の氏名、所属事業所名及び得票総数を理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があったときは、理事長は、直ちに当選人にその旨を告知し、かつ当選人の氏名及び所属事業所名を公告しなければならない。

3 当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の告知を受けた日から、5日以内にその旨を理事長に申し出なければならない。

(当選人がない場合の報告及び公告)

第55条 当選人がないとき又は当選人がその選挙区の議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があったときは、理事長は、直ちにその旨を公告しなければならない。

第8章 特 別 選 挙

(再 選 挙)

第56条 選挙すべき議員の数に足る当選人を得ることができなかった場合においては、理事会は、当該選挙の日から1月以内に選挙期日を定めて再選挙を行わせなければならない。

(繰上補充)

第57条 議員に欠員が生じた場合において、規約第11条第1項ただし書きの規定による得票者で当選人とならなかった者があるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

(補欠選挙及び増員選挙)

第58条 議員の欠員について、前条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、理事会は、選挙の期日を定めて、補欠選挙を行わせなければならない。

2 議員の定数の増員の場合においては、理事会は、選挙の期日を定めて増員選挙を行わせなければならない。

(当選無効)

第59条 前条第1項の規定は、当選人の当選が無効となった場合に、これを準用する。

第9章 報 酬 補 償

(選挙事務従事者の報酬補償)

第60条 第11条の各号に掲げた者が選挙事務に従事することによって、平常の業務に対する報酬を受けることができない場合は、その受け取ることができなかった額に相当する額は、これを組合から補償することができる。

- 附 則
- １．この規程変更は組合会における議決の日（平成１３年２月２０日）から施行し、次回の選挙から適用する。
 - ２．この規程変更は組合会における議決の日（平成２４年７月１０日）から施行し、次回の選挙から適用する。
 - ３．この規程変更は令和６年１２月２日から施行する。

三菱製紙健康保険組合

組合印

理事会
選定理事補欠選挙投票

被 選 挙 人							

被 選 挙 人							

三菱製紙健康保険組合 組合印		理 事 会
		選 定 理 事 補 欠 選 挙 投 票